

督促 督促の納付期限内に支払いがなければ、**給水停止処分**を行います。

市民負担の公平性を確保するため、給水停止後も水道料金・下水道使用料の納付がない場合は、差し押さえ等の法的措置をとります。

納入通知書

納付がない

督促状、給水停止予告書

給水停止処分



催告書

財産調査

金融機関や勤務先等への調査を行うほか、裁判所に支払督促を申立て、法的措置をとります。

財産の差押え

調査により判明した財産を差し押さえます。

もしも納付に困ったら・・・

納付期限内に納付することが困難な場合や滞納分の納付方法については、下記にご相談ください。



水道お客さまセンター（庁舎3階）

☎43-0539

☎上下水道部管理課（庁舎3階）
担当：北島恭子 ☎43-0533

水道料金・下水道使用料のお支払いは納付期限内に

申告会場・内容・日程

会場 加東市役所 2階 201会議室（庁舎2階）

市が行う申告相談

主に、給与所得者、および年金受給者に係る申告のほか、白色申告者（おおむね事業等所得300万円以下の方）、および住民税申告が必要な方が対象となります。それ以外の方は、税務署で確定申告をしていただきますようお願いいたします。

市で申告相談に応じられない内容

高額な事業所得・譲渡所得・先物取引に係る雑所得等・青色申告・雑損控除に係るもの・損失の繰越に係るもの・過年の申告・消費税・相続税・贈与税など

2月

18日	(月)	9時～16時30分
19日	(火)	9時～19時
20日	(水)	9時～16時30分
21日	(木)	9時～16時30分
22日	(金)	9時～16時30分
23日	(土)	×
24日	(日)	9時～12時
25日	(月)	9時～16時30分
26日	(火)	9時～19時
27日	(水)	9時～16時30分
28日	(木)	9時～16時30分

※表中、色がついた日の午前中は、税務署職員も会場に在席し、申告相談を行います。

申告書整理事務のため、12時～13時と火曜日の16時30分～17時30分は受け付けを中断します。

3月

1日	(金)	9時～16時30分
2日	(土)	×
3日	(日)	×
4日	(月)	9時～16時30分
5日	(火)	9時～19時
6日	(水)	9時～16時30分
7日	(木)	9時～16時30分
8日	(金)	9時～16時30分
9日	(土)	×
10日	(日)	×
11日	(月)	9時～16時30分
12日	(火)	9時～19時
13日	(水)	9時～16時30分
14日	(木)	9時～16時30分
15日	(金)	9時～16時30分

社税務署 申告書作成会場 ☎社税務署 ☎42-0223

開設場所 社税務署

開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)

※土・日曜日、祝日を除く

受付時間 9時～16時

※市の受付時間とは異なりますので、ご注意ください。



※2月15日(金)以前は開設していません。

※会場開設当初と申告期限間際は、混雑することが予想されます。

※混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

※会場の混雑緩和のため、医療費控除の明細書や収支内訳書・青色申告決算書はご自宅で作成し、会場へ持参してください。

所得税・住民税の申告は 2月18日(月)から3月15日(金)まで

☎総務財政部税務課（庁舎1階）
担当：阿江久美子 ☎43-0396

毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得を合計し、確定させた所得金額に対する税額を算出して申告することを**確定申告**といいます。

今年は2月18日(月)から、平成30年分の所得税の確定申告と、**平成31年度の住民税の申告**を受け付けます。必ず期間内に正しく申告しましょう。なお、加東市役所での申告相談は、加東市民のみが対象です。

※「所得課税証明書」が必要な場合も、課税決定後でなければ交付できません。

申告が必要な方

※各項目において、いずれかに該当する方は、申告が必要です。

確定申告

- ①自営業、農業などの事業による収入がある方
※建築労務、日雇い労務に従事された方も含む
- ②土地、建物等の貸し付けによる収入がある方
- ③土地、建物等の譲渡による収入がある方
- ④生命保険、損害保険の満期返戻金などの一時所得がある方
- ⑤公的年金等受給者で以下のA、Bの両方該当する方
A 年金収入金額が400万円を超える方
B 年金以外の所得金額が20万円を超える方

給与所得者

- ①給与収入金額が2,000万円を超える方
- ②2か所以上から給与を受けている方
- ③給与以外の所得金額が20万円を超える方
- ④平成30年中に退職し、年末調整を受けなかった方

住民税申告

所得税等がかからない方（所得金額の合計額が所得控除額の合計額を超えない場合）は、確定申告は不要ですが、次の事項に該当する場合は、住民税申告が必要です。

- ①非上場株式に係る配当所得がある方、シルバー人材センター・外交員などの報酬がある方
- ②加東市の国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の被保険者で収入がない方（国民健康保険税等が軽減されることがあります）
- ③公的年金等収入金額が、次の金額を超える場合で、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方（住民税額に影響する場合があります）
65歳未満の方（昭和29年1月2日以後に生まれた方）・・・98万円 65歳以上の方（昭和29年1月1日以前に生まれた方）・・・148万円
- ④給与収入金額が93万円を超える場合で、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方（住民税額に影響する場合があります）
※確定申告をした方は、同時に住民税申告を済ませたことになります。

申告に持参いただくもの

①申告者の本人確認書類（個人番号確認書類と身元確認書類）

個人番号確認書類 通知カード、個人番号を記載した住民票等
身元確認書類 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等
※マイナンバーカードは、個人番号と身元の確認を同時に行えます。
※本人が来庁して申告する場合は、原本の提示で本人確認が可能です。ただし、代理人（親族等）による確定申告の場合は、申告者の本人確認書類の写しの添付が必要です。

②申告者の印鑑（認印） ※スタンプ印不可

③給与、公的年金等に係る源泉徴収票（原本）、報酬等支払調書

④事業所得（営業・農業所得）、または不動産所得の場合は、年間の収支内訳書

⑤諸控除の証明書（国民年金・生命保険・地震保険などの保険料の控除証明書等）

⑥還付申告の場合は、申告者名義の振込先が確認できる通帳等

⑦住宅借入金等特別控除を受ける場合

- ・住民票（平成28年1月1日以降に自己の居住の用に供した場合は不要）
- ・家屋等の登記事項証明書（初年のみ）
- ・取得価格のわかる契約書の写し（初年のみ）
- ・住宅借入金等特別控除額の計算明細書（2年目以降）
- ・借入金等年末残高証明書など

⑧新たに振替納税を希望する場合

申告者名義の口座が確認できる通帳等、および通帳届出印

※申告内容によって、上記以外に必要なものがありますので、事前に確認してください。